

平成 27 年 12 月

お客さま各位

千葉興業銀行

## マイナンバー提示のお願い

平素は「ちば興銀コスモス外為WEB」をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
来年 1 月からのマイナンバー制度開始に伴い、すでに「ちば興銀コスモス外為WEB」の「外国送金受付サービス」をご利用いただいているお客さまにも、マイナンバーの提示をしていただく必要がございますのでご案内申し上げます。

### 1. 外国送金におけるマイナンバー

法人のお客さまは 13 桁の法人番号、個人・個人事業主のお客さまは 12 桁の個人番号が割り当てられ、社会保障・税・災害対策の行政手続で利用されます。

これにより、外国送金をお申込みいただく際にもマイナンバーの提示が必要となります。また、氏名・住所・法人（個人）番号等の変更時もマイナンバーの提示が必要となります。

### 2. 実施日

平成 28 年 1 月 4 日（月）（送金日）

### 3. ご注意

お客さまの大切なマイナンバーについては、制度開始前にお預りすることができません。平成 28 年 1 月以降、当行店頭窓口または当行担当者へご提示いただけますようお願い申し上げます。

なお、マイナンバーをご提示いただく際には、当行所定の「法人番号の届出書（兼登録依頼書）」もしくは「個人番号の届出書（兼登録依頼書）」をご提出いただき、別紙に記載の確認資料のご提示も必要となりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上

千葉興業銀行

<http://www.chibakogyo-bank.co.jp/>

## ご提示いただく確認資料

### 【法人のお客さま】

1. 法人番号通知書（ご提示日の6ヶ月以内に発行されたもの）
2. 法人番号通知書（上記1.以外）及び法人確認書類（＊）
3. 税務署等から送付された法人番号が印刷された書類及び法人確認書類（＊）

上記1.2.3.のいずれか

（＊）法人確認書類

(1)登記事項証明書 (2)印鑑証明書

(3)法令に基づき官公署から送付を受けた許可、認可、承認に係る書類

(4)国税もしくは地方税の領収証書、納税証明書 (5)社会保険料の領収証書

(6)官公署から発行され、または発給された書類、その他これらに類するもの 等

および、

4. ご来店者・ご担当者の確認書類

(1)個人番号カード (2)運転免許証 (3)運転経歴証明書 (4)パスポート

(5)在留カード (6)特別永住者証明書 (7)身体障害者手帳 (8)療育手帳

(9)精神障害者保険福祉手帳 (10)戦傷病者手帳

(11)住民票 (12)住民票記載事項証明書 (13)印鑑証明書

(14)国民健康保険、健康保険等の被保険者証 (15)健康保険日雇特例被保険者手帳

(16)国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の組合員証

(17)私立学校教職員共済制度の加入者証 (18)国民年金手帳 (19)児童扶養手当証書

(20)特別児童手当証書 (21)母子健康手帳 (22)登記事項証明書 等

上記4.のいずれか1点

### 【個人・個人事業主のお客さま】

1. 通知カード
2. 個人番号カード
3. 個人番号が記載された住民票等

上記1.2.3.のいずれか

および、

4. 写真付確認書類のうち1点

(1)個人番号カード (2)運転免許証 (3)運転経歴証明書 (4)パスポート

(5)在留カード (6)特別永住者証明書 (7)身体障害者手帳 (8)療育手帳

(9)精神障害者保険福祉手帳 (10)戦傷病者手帳 等

5. 写真表示無し確認書類のうち2点

- (1)住民票 (2)住民票記載事項証明書 (3)印鑑証明書
- (4)国民健康保険、健康保険等の被保険者証 (5)健康保険日雇特例被保険者手帳
- (6)国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の組合員証
- (7)私立学校教職員共済制度の加入者証 (8)国民年金手帳 (9)児童扶養手当証書
- (10)特別児童手当証書 (11)母子健康手帳 等

上記4.5.のいずれか